

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第十二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当) 第三十六条 (略) 2 (略) 一―四 (略) 五 前項第四号に掲げる業務 人事委員会が認める程度の区分に応じて三千九百円を超えない範囲内で人事委員会が定める額</p>	<p>(教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当) 第三十六条 (略) 2 (略) 一―四 (略) 五 前項第四号に掲げる業務 人事委員会が認める程度の区分に応じて三千六百円を超えない範囲内で人事委員会が定める額</p>

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。